

# ○ 太田市外三町広域清掃組合一般職 の職員の給与に関する条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 9 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号

改正 平成 2 7 年 7 月 2 1 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、別に定めのあるものを除き、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 6 項の規定に基づき、太田市外三町広域清掃組合一般職の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 太田市外三町広域清掃組合一般職の職員に対して支給する給与に関しては、太田市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年太田市条例第 6 6 号。以下「太田市条例」という。）の例による。ただし、太田市外三町広域清掃組合以外の職員の職を併せ有する者の給与に関しては、当該市町の職員の給与に関する条例の定めるところによる。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号）

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 7 月 2 1 日条例第 1 号）

この条例は、平成 2 7 年 8 月 1 日から施行する。